平成２６年（フ）第６４号
東京都墨田区吾妻橋１丁目23番30―1205号　リバーピア吾妻橋ライフタワー、開始決定時の住所東京都台東区松が谷４丁目３番11号　ＹＡＭ’Ｓ　ＣＡＢＩＮ　松が谷302
破産者　羽鳥　清人
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第９０号
山形県米沢市駅前２丁目８番53号
破産者　齋藤　龍一
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１５６号
栃木県佐野市植上町1521番地　ファミール三愛Ⅱ　Ｂ213、前住所栃木県足利市毛野新町１丁目178番地１
破産者　新里　俊行
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１６５号
栃木県佐野市植上町1521番地　ファミール三愛Ⅱ　Ｂ213、前住所栃木県足利市毛野新町１丁目178番地１
破産者　新里真由美
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第７０号
静岡県浜松市北区細江町中川888番地の447、前住所静岡県浜松市北区細江町三和286番地の１
破産者　飯田　秀文
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
名古屋市北区敷島町63番地　ヴェルデュール敷島Ⅱ102号、開始決定時の住所名古屋市北区垣戸町２丁目16番地　エステート垣戸301号
破産者　千葉　真一
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０５４号
大阪市城東区東中浜８丁目９番18―507号
破産者　高木達雄こと　髙　　達雄
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０５５号
大阪市城東区東中浜８丁目９番18―507号
破産者　高木春子こと　宋　　春子
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９９８号
大阪市阿倍野区阿倍野筋２丁目４―43―1005号、住民票上の住所大阪府羽曳野市高鷲９丁目１番14号
破産者　藤野放射線科こと　藤野　久武
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０１７号
大阪市城東区関目３丁目３番16号
破産者　三浦恵美子
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５９９号
大阪府東大阪市岩田町４丁目13番26号　玉江荘　13号
破産者　梅田　　武
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６２２号
大阪市東成区中道３丁目10番14号エムハイム鹿島405号、開始決定時大阪市東成区中道３丁目２番28号
破産者　管楽器修理工房ＫＢＦこと　桑島　史郎
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０４９号
大阪市浪速区幸町１丁目３番13―1102号
破産者　吉川隆信こと　姜　　隆信
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３４４号
大阪府東大阪市宝持２丁目２番23号宝持プラザ207、開始決定時大阪府東大阪市中小阪２丁目１番19号
破産者　濱田　祥夫
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８００号
大阪市鶴見区今津中１丁目７番13号　今津パークハイツＡ401
破産者　村岡　竜二
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４５号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘６丁目14番地の６
破産者　西野　孝雄
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８１号
大阪市平野区西脇２丁目５番１―801号
破産者　常岡　健一
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部